

一般社団法人高知県森林整備公社営林地の貸付（使用）及び 支障木伐採に関する業務取扱要領

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 この要領は一般社団法人高知県森林整備公社営林管理規程第11条に規定する公社営林地の貸付（使用）及び同規程第12条に規定する支障木伐採等について必要な事項を定める。

（貸付け承認の基準）

第 2 公社営林地の貸付（使用）、貸付（使用）及び支障木伐採の承認は、当該森林の土地所有者及び造林者（3者分収造林契約の場合の造林者）、造林費負担者（以下「土地所有者等」という。）の承諾があり、かつ当該林地より他に適地がないと理事長が認めた場合とし、貸付（使用）、貸付（使用）及び支障木伐採を承認することができる基準は、次のとおりとする。

ただし、貸付（使用）内容が保育（搬出を伴わない除間伐）を目的とした場合は、土地所有者等の承諾を省略することができることとする。

- 1 国・地方公共団体が、公共事業或いは公共事業に関連して実施する施業等のため、公社営林内の立木を伐採し、又は林地を使用する場合。
- 2 申請人が、国・地方公共団体以外の団体等であって、公社営林内の立木を伐採し、又は林地を使用する場合。
- 3 このほか、理事長が公社営林地内の立木の伐採又は林地の使用は、やむを得ないと認めた場合。

第 2 章 貸付（使用）の承認の業務

（申請書の受理及び現地調査）

第 3 公社営林地を使用とする者は、「公社営林地の貸付（使用）申請書」（様式第1-1号）又は「公社営林地の貸付（使用）及び支障木伐採申請書」（様式第1-2号）、（以下「申請書」という。）を、理事長に提出しなければならない。

この場合、前記の申請書に土地所有者等の、「公社営林地の貸付（使用）承諾書」（様式第2-1号）又は「公社営林地の貸付（使用）及び支障木伐採承諾書」（様式第2-2号）を添付するものとする。

- 2 理事長は、原則として申請者又は申請者の代理人立会のうえ、申請の内容等について現地調査を行い「調査報告書」を作成するものとする。

（承認の通知及び調査事務費の請求）

第 4 理事長は、「調査報告書」によって公社営林地の貸付（使用）、公社営林地の貸付（使用）及び支障木伐採の適否を検討するものとする。

検討の結果、公社営林地の申請内容が妥当と認められた場合の事務処理は、次のとおりとする。

- 1 申請者に対する承認は、「公社営林地の貸付（使用）承認書」（様式第4-1号）

又は「公社営林地の貸付（使用）及び支障木伐採承認書」（様式第4-2号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知と同時に、申請者に対して調査事務費を「請求書」（様式第5号）により請求しなければならない。
- 3 ただし、公社営林地の使用目的が前第2第1号に該当する場合または公社営林地の管理及び森林整備に寄与するもので、理事長が特に認めた場合は調査事務費を免除することができるものとする。
- 4 前第1号の承認と同時に、承認した旨を土地所有者等には、「公社営林地の貸付（使用）について」（様式第6-1号）又は「公社営林地の貸付（使用）及び支障木伐採について」（様式第6-2号）により通知するものとする。

（終了報告及び損傷木等の調査）

第5 公社営林地の使用が終了した時、あるいは伐採が終了した時の事務処理等は次のとおりとする。

- 1 公社営林地の使用が終了した時等は、「公社営林地の貸付（使用）終了報告書」（様式第8-1号）又は「公社営林地の貸付（使用）及び支障木伐採終了報告書」（様式第8-2号）、（以下「終了報告書」と言う。）を、理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、前項の「終了報告書」を受理した時は、遅滞なく申請者又は申請者の代理人立会のうえ現地調査を実施し、損傷木の有無等を把握のうえ「公社営林地の貸付（使用）終了報告に係る調査報告書」（様式第9-1号）又は「公社営林地の貸付（使用）及び支障木伐採終了報告に係る調査報告書」（様式第9-2号）を作成しなければならない。

（貸付け期間の延長）

第6 やむを得ず承認期間内に施業が終了しないため、公社営林地の借り受け期間を延長したい旨の申し入れがあった場合は、理事長は期間を延長することができる。事務手続は次のとおりである。

- 1 原則として、申請者又は申請者の代理人立会のうえ現地調査を行うものとするが、図面及び写真資料等により現地の状況の確認ができ、理事長が認めた場合は、現地調査を省略できる。

また、やむを得ない理由があると判断する場合は、申請者から「公社営林地の貸付（使用）期間の延長願」（様式第10-1号）又は「公社営林地の貸付（使用）及び支障木伐採期間の延長願」（様式第10-2号）を提出させるものとする。

なお、前記の期間の延長願には、土地所有者等の「公社営林地の貸付（使用）期間の延長承諾書」（様式第11-1号）又は「公社営林地の貸付（使用）及び支障木伐採期間の延長承諾書」（様式第11-2号）を添付するものとする。

- 2 理事長は、前項の期間の延長願に、期間延長の適否を取りまとめた「公社営林地の貸付（使用）期間の延長に係る調査報告書」（様式第12-1号）又は「公社営林地の貸付（使用）及び支障木伐採期間の延長に係る調査報告書」（様式第12-2号）により、内容を検討の結果、期間の延長がやむを得ないと認める場合は、申請者に「公社営林地の貸付（使用）期間の延長承認書」（様式第13-1号）又

は「公社営林地の貸付（使用）及び支障木伐採期間の延長承認書」（様式第13-2号）により通知するものとする。

- 3 前項の承認と同時に期間延長を承認した旨を、土地所有者等には、「公社営林地の貸付（使用）期間の延長について」（様式第14-1号）又は「公社営林地の貸付（使用）及び支障木伐採期間の延長について」（様式第14-2号）により通知するものとする。

（損害賠償の請求）

第7 理事長は、この要領の第5第1項第2号の現地調査の結果、損傷木等を発見したときは、損傷木等の損失補償額を算定し、損失補償金を徴収するものとする。

ただし、申請内容が、国若しくは地方公共団体の事業に係るもの、もしくは理事長が特に認めた場合は、損失補償金を免除することができる。

（面積の更生）

第8 公社営林地の一部を貸付け又は支障木伐採の承認をしたことによって、公社営林地の面積が減少した場合は、当該事業地の面積を更正しなければならない。

第 3 章 公所有林等への準用

第9 公所有林地及び教育の森の林地（部分林契約に係るものを除く。）の「公社営林地の貸付（使用）」又は「貸付（使用）及び支障木伐採」は、この要領を準用する。

第10 県営林の調査報告については「公社営林地の貸付（使用）」又は「貸付（使用）及び支障木伐採」様式の3、9、12号を準用する。

第11 分収林契約の解約を伴う、「公社営林地貸付（使用）」又は「貸付（使用）及び支障木伐採申請」については、この要領を準用する。

ただし、申請、承諾、承認及び終了報告書については、様式第16-1号、第17-1号、第18-1号、第19-1号、第16-2号、第17-2号、第18-2号、第19-2号による。

附 則

この要領は定款附則第1項の規定による一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

この要領は令和元年11月18日から施行する。

この要領は令和4年7月8日から施行する。